

【4】	(該当の項目に✓し、番号に○)	添付書類
雇用保険等について	<input checked="" type="checkbox"/> 退職等に伴う申請では無い ※雇用保険に関する添付書類は不要 <input type="checkbox"/> 受給権が無い 理由：1. 加入期間不足のため 2. 在職中未加入のため <input type="checkbox"/> 受給予定（待機期間中） <input type="checkbox"/> 受給しない 理由：1. 就労の意思が無いため 2. 病気療養のため 3. 出産・育児等で延長のため <u>出産予定： 年 月 日</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※病気療養・出産の場合 傷病手当金・出産手当金の受給 a. 無し b. 有り：給付日額 <u> </u> 円 </div> <input type="checkbox"/> 受給中の日額が認定基準内のため <u>受給日額： </u> 円 <input type="checkbox"/> 受給終了となったため <u>支給期間最終日： 年 月 日</u>	①待機期間中および加入期間不足の場合 1) 離職票-1、-2 の写し 2) 離職票未発行の場合、事業主が発行した退職証明書（【2】の証明書との兼用可） ②雇用保険未加入の場合 1) 退職月の給与明細(写) 2) 公務員で未加入の場合は辞令(写) ③受給しない場合 1) 「離職票交付希望無」の 離職票-1 の写し 2) 受給延長の申請をした場合は、離職票-1、-2 の写しおよび受給資格延長通知の写し 3) 傷病手当金・出産手当金受給の場合は、給付日額が判る書類(支給決定通知等の写し) ④受給中の日額が認定基準内の場合 1) 雇用保険受給資格者証(両面)の写し ⑤受給終了の場合 1) 「受給終了」印が有る、雇用保険受給資格者証(両面)の写し

【5】	(該当する全ての項目に ✓)	添付書類
申請者の収入等	<input type="checkbox"/> 現在の収入は無い ※添付書類(必須)の欄を確認 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト等の給与収入がある(または減った) <input type="checkbox"/> 自営業の収入がある(またはあった) <input type="checkbox"/> 年金(公的・個人・障害・遺族等)の収入がある(または受給が始まる)	①パート・アルバイト等の給与収入がある場合 1) 直近3ヵ月分の給与明細の写し 2) 勤務開始または雇用契約内容変更から3ヵ月未満の場合は雇用契約書の写し、または勤務証明書(当健保指定用紙) ②自営業の場合 1) 現在も自営業を行っている場合は、確定申告書の写し、および状況に応じて収支内訳書・減価償却費の内訳等の写し 2) 自営業を廃業した場合は、確定申告の写しおよび廃業届の写し ③各種年金の収入が有る場合 1) 今年度 <u> </u> (確定)の写し 2) 受給開 <u> </u> 照会の写し

該当している方は提出してください。

- 《上記の他にも添付・申請が必要となる書類》
1. 市区町村による「医療費助成」(乳幼児・子供・障がい者・ひとり親等)を受けている場合は、助成内容が判る「医療証」等の写しを添付した『医療費助成制度に関する届』の提出
 2. 障がい者に認定されている場合は、障害等級が判る「障がい者手帳」の写し
 3. 日本に在住している外国籍の方は、「在留カード」(両面)の写し
 4. 市区町村発行の収入に関する最新の証明書が「前々年」の証明だった場合は、「前年」の収入が判る「源泉徴収票」または「確定申告書(控)」の写し

- 《その他注意事項》
- ◇ 続柄・状況により追加で書類をお願いする場合があります。
 - ◇ 「同居が原則」の続柄もあります。各種証明書を入手する前に、健保組合のホームページで被扶養者認定基準をご確認ください。

横浜ゴム健保